

第6章 参考資料

1 第2次計画における生きる支援関連施策一覧

基本重点に★がついている事業は、基本施策・重点施策で主な取組に位置づけています。

	基本重点	事業名	事業概要	課名	担当部署
1	★	職員研修事業	職員研修としてゲートキーパーやメンタルヘルスに関する講義を開催し、自殺対策に関する職員の意識を高める。	総務課	行政グループ
2	★	無料法律相談会	悩みを抱えた住民に対し、司法書士会が主催する相談会を開催し、支援する。	総務課	行政グループ
3		災害対策事業	被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスを軽減するため、関係機関と連携し、被災者に対するメンタルケアや精神疾病患者に対する相談体制を確立し、また、必要に応じて避難所への救護所等の設置、専門家の派遣等により心のケアを含めた対策を行う。	総務課	危機管理グループ
4	★	女性支援相談室及び相談専用フリーダイヤル	(1)女性の悩みや問題の相談室を、毎月1回(第3水曜日)開催する。 (2)専用相談フリーダイヤルを平日(土・日・祝日以外)の8:30から17:00まで開設する。	コミュニティ推進課	ダイバーシティ推進グループ
5		同和・人権啓発業務	講演会や研修会等の啓発活動を行うことで、人権感覚の醸成に繋がる問題・テーマを学び、誰もが差別を受けることなく、生きづらさを感じることはない社会づくりに寄与する。	コミュニティ推進課	ダイバーシティ推進グループ
6	★	消費者生活相談	専門の相談員が消費に関する相談を受け、相談内容によって問題解決のための助言や情報を提供する。	港湾商工課	消費生活センター
7	★	働きたいママのための再就職セミナー&お仕事相談カフェ	再就職を考えている女性に対してセミナー開催すると共に、育児サポート制度のある市内企業の説明会を行う。	港湾商工課	セールスグループ
8	★	ごみ出し困難者対策事業	ごみ出しが困難で、かつ、家族などから協力が得られない高齢者や障害者などに対し、戸別訪問により回収を行う。	市民環境課	環境政策グループ
9	★	ごみ分別困難者対策事業	家庭ごみを自ら分別することが困難で、かつ、家族からの協力が得られない高齢者や障害者などに対し、指定ごみ袋(ごみ分別お助け用)により出したごみ袋の回収、分別を行う。	市民環境課	環境政策グループ
10	★	民生委員・児童委員事務/定例会	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる。	福祉課	生活福祉グループ
11		成年後見支援センター運営委託	成年後見制度の利用や、相談をきっかけに必要な支援につなぐことで、不安や悩みの解消につなげる。また、ここでの相談をきっかけにした早期発見と早期支援に努める。	福祉課	生活福祉グループ

	基本重点	事業名	事業概要	課名	担当部署
12		高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク協議会	地域包括支援センターや民生委員・児童委員、その地区障がい者等基幹相談支援センター等の関係機関で構成し、高齢者や障害者の虐待防止や早期発見のため、関係機関の連携体制の強化を図る。	福祉課	生活福祉グループ
13		生活保護に関する事務	就労支援・資産調査をはじめ生活保護受給者への各種相談及び支援の提供を行う。	福祉課	生活福祉グループ
14	★	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	失業や借金、滞納、人間関係等、生活のことで悩んでいる方に対し、相談及び支援を行う（しづし生活自立支援センター「ひまわり」に委託）。	福祉課	生活福祉グループ
15	★	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	一般就労に向けた準備が整っていない方を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	福祉課	生活福祉グループ
16		自立支援給付費支給事業	障がい者の生活を支えるために、生活介護、就労支援等の給付を行う。	福祉課	生活福祉グループ
17		障害者虐待防止事業	障がい者の緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に、障がい者の受入れ支援を行う。	福祉課	生活福祉グループ
18		障がい者相談員による相談業務	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う（その地区障がい者等基幹相談支援センターに委託）。	福祉課	生活福祉グループ
19		巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員等特性のある子どもの保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。	福祉課	生活福祉グループ
20		家庭児童相談員設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置する。	福祉課	児童福祉グループ
21		子育て支援センター事業	育児相談・保護者交流の場の提供をする。	福祉課	児童福祉グループ
22	★	高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職する際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するとともに、生活の軽減を図る。	福祉課	児童福祉グループ
23	★	自殺対策推進本部会議	全庁を挙げた横断的な自殺対策推進を協議する。	保健課	健康増進グループ
24	★	自殺対策ネットワーク会議	自殺対策に係る関係機関が集まり、情報交換や情報共有、自殺対策の推進等を協議する。	保健課	健康増進グループ

第6章 参考資料

	基本重点	事業名	事業概要	課名	担当部署
25	★	地域保健活動事業	地域の中で健康づくり活動を推進するために、関係機関や市民との連絡会（健康づくり推進協議会）を開催する。	保健課	健康増進グループ
26	★	地域保健活動事業	健康まつりなどの種々の機会を通じて、精神保健に関する次の事業を行う。 (1)各種イベント時に健康づくりコーナーを開設する。 (2)広報誌等を通じて、健康づくり月間の周知や精神保健に関する普及啓発を行う	保健課	健康増進グループ
27	★	こころの健康づくり事業	(1)ゲートキーパーを養成する。 (2)相談会による支援 (3)スマートフォン等から気軽に自分のストレスチェックができる「こころの体温計」を提供することで、こころの健康に関する啓発を図る。 (4)自殺予防週間に自殺予防パンフレットを配布することで、市民への啓発を図り、自殺防止に努める。(保健所と合同) (5)相談先リーフレットを作成し、市役所や関係機関で配布する。	保健課	健康増進グループ
28	★	うつチェックアンケート	30歳以上の特定・長寿健診受診者を対象に、うつチェックアンケートを実施し、早期発見及び支援を行う。	保健課	健康増進グループ
29	★	産婦健康診査事業	出産後間もない時期の母親の心身の健康状態を把握するため、産後2週間と産後1か月頃に医療機関に委託し、健診を実施。	保健課	健康増進グループ
30	★	子育て世代包括支援センター事業	(1)母子全戸訪問 妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図る。 (2)ママのほっとカフェ 妊産婦の不安や生活上の困りごと等を軽減し、母親同士の仲間づくりを促すことで、安心して妊娠期や育児に臨めるようにするため、月1回、カフェを開催する。 (3)ふれ愛セミナー 思春期の子供に生命の尊さを理解させることにより、自己肯定感を高め、将来の親性の形成を支援する。	保健課	健康増進グループ
31		葬祭費	申請を行う方の中には、大切な方との死別や死後の各種手続きなどで様々な問題を抱え、自殺リスクの高まっている方がいる可能性もあるため、抱えている問題に応じて支援機関へつなぐ機会として活用する。	保健課	健康増進グループ
32		適正受診指導	個別に、重複服薬者への適正服薬指導を実施する。	保健課	健康増進グループ
33		保養所利用助成事業	高齢者向け相談窓口等のリーフレットを合わせて交付することにより、相談先情報等の周知機会とする。	保健課	健康増進グループ
34		地域保健活動事業	虐待予防・処遇困難事例・高齢者自立支援のために、地域支援ケアネットワークづくりを行う。	保健課	地域介護グループ

	基本重点	事業名	事業概要	課名	担当部署
35		総合相談	高齢者に必要な支援を把握するため、総合相談を行い、必要な支援につなげる。	保健課	地域介護グループ
36		地域福祉ネットワーク事業	地域コミュニティ協議会等が中心となり地域の要援護者の見守りやネットワーク会議を行う(社会福祉協議会へ委託)。	保健課	地域介護グループ
37		公営住宅事業	低額所得者に対して住宅を低廉な家賃で提供する。	建設課	建築住宅グループ
38	★	重層的支援体制整備事業への移行準備事業(R7年度から重層的支援体制整備事業)	属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで重層的なセーフティネットの構築を目指す。	福祉保健課	重層支援グループ
39		奨学金に関する事務	有用な人材を育成するため、能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な者に対して、学資(奨学金)を貸与する。	教育総務課	総務施設グループ
40		就学援助及び特別支援学級就学奨励補助に関する事務	(1)経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品等の援助を行う。 (2)特別支援学級在籍者の保護者に対して、就学奨励費の補助を行う。	教育総務課	総務施設グループ
41	★	管理職等研修会・生徒指導主任等研修会・養護教諭等研修会	児童生徒の健全育成のために研修を実施し、いじめ・不登校・問題行動等の未然防止を図る。	学校教育課	学校教育グループ
42		自立支援事業	不登校児童生徒のための学びの多様化教室「松風」での個別支援を通して、学校復帰への支援を図る。	学校教育課	学校教育グループ
43	★	SOSの出し方教育の実施	小・中学校において、「こころの授業」を行うとともに、困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関にすぐに相談できるよう、具体的かつ実践的な教育を行う。	学校教育課	学校教育グループ
44	★	スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ・不登校・問題行動・児童虐待等、児童生徒の背景にある家庭・友人関係・地域・学校等の環境への働き掛けを行い、改善を図る。	学校教育課	学校教育グループ
45	★	スクールカウンセラー配置事業	児童生徒、保護者及び教職員へのカウンセリングや教職員への助言等により、いじめ・不登校・問題行動等の解決を図る。	学校教育課	学校教育グループ
46	★	土曜学習教室事業	中学生を対象に外部講師による学習講座を開設し、学力向上や生活習慣の確立を図り、土曜日の教育環境をこれまで以上に豊かなものにする。	学校教育課	学校教育グループ
47	★	生涯学習まちづくり出前講座	生涯にわたって学習意欲をもち、自己実現を支援することを目的として、「生涯学習講座」を開設し、高齢者の生きがいづくり等を支援する。	生涯学習課	社会教育グループ

2 志布志市自殺予防対策相談窓口一覧

(1) 妊娠・出産・子育てに関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
1	妊娠・出産・子育てに関する相談	子育て世代包括支援センター	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
2	育児に悩む親への相談	はぐくみランド 福祉課	099-472-8993	はぐくみランド開放日 (はぐくみ通信参照) 事業名：育児相談
3	不登校・就学相談 いじめなどの相談	福祉課	099-474-1111	毎週木曜日 9:00～14:00 事業名：教育相談 (はぐくみ通信参照)
		志布志市教育委員会 学校教育課	099-472-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
4	児童虐待に関する相談	福祉課 保健課 はぐくみランド 志布志市教育委員会 学校教育課	099-474-1111 099-472-8993 099-472-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15

(2) 高齢者・介護に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
5	高齢者に関する相談	地域包括支援センター 福祉課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
6	高齢者虐待に関する相談	福祉課 地域包括支援センター	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
7	認知症に関する相談	地域包括支援センター	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15 ※もの忘れ進行予防相談 会の事業は要問合せ



(3) 障がい福祉に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
8	障がい福祉サービス等に関する相談	そお地区障がい者等基幹相談支援センター	099-401-0028	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:30
		福祉課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
9	障がい者に関する全般的な相談	そお地区障がい者等基幹相談支援センター	099-401-0028	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:30
		福祉課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
10	障がい者虐待に関する相談	福祉課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15

(4) 心と体の健康に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
11	心の健康や精神保健福祉に関する相談	志布志保健所	099-472-1021	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15 来所相談は事前に連絡
12	心と体の健康に関する相談	保健課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
13	病気の理解、対応、サービス等の学習	志布志保健所	099-472-1021	日程等は要問合せ 事業名：家族相互支援事業

(5) パートナーとの関係に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
14	配偶者やパートナーからの暴力等の相談	コミュニティ推進課 ダイバーシティ推進グループ	099-472-1111	第3水曜日 13:30～16:30 事業名：女性支援相談室
15	配偶者やパートナーからの暴力等の相談	コミュニティ推進課 ダイバーシティ推進グループ	専用フリーダイヤル 0120-786-054	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:00

(6) 生活・福祉・就労に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
16	失業、借金、住まい、引きこもり、人間関係等の相談	生活自立支援センター「ひまわり」	099-472-1830	月～金曜日 (年未年始・祝日除く) 9:00～17:00
17	生活困窮者に対する生活相談や生活保護の申請等に関する相談	福祉事務所	099-474-1111	月～金曜日 (年未年始・祝日除く) 9:00～17:15
18	市営住宅に関する相談	建設課	099-474-1111	月～金曜日 (年未年始・祝日除く) 8:30～17:15
19	税金に関する相談	税務課	099-474-1111	月～金曜日 (年未年始・祝日除く) 8:30～17:15
20	就業に関する相談	志布志ふるさとハローワーク	099-471-1710	月～金曜日 (年未年始・祝日除く) 9:30～16:45

(7) 消費生活に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
21	消費者と事業者間のトラブルに関する相談	消費生活センター 港湾商工課	099-472-1111	月～金曜日 (年未年始・祝日除く) 9:00～17:00

(8) 創業や経営に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
22	創業や経営に関する悩みや事業継承についての相談	港湾商工課	099-472-1111	月～金曜日 (年未年始・祝日除く) 8:30～17:15

(9) 複雑化・複合化した課題に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
23	生活の困りごとの相談	福祉保健課 重層支援グループ	099-472-1111	月～金曜日 (年未年始・祝日除く) 8:30～17:15

3 鹿児島県内のこころの健康・いのちに関する相談機関

	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
24	電話相談	鹿児島県精神保健福祉センター	099-218-4755	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:00
25	自殺を考えている方の相談、大切な人を自死によって亡くされた方の相談	鹿児島県自殺予防情報センター	099-228-9558	月・木曜日 (祝日除く) 9:00～12:00 013:00～16:00
26	家族等を自死(自殺)によってなくされた遺族の分かち合いの会	こころ・つむぎの会	(問合せ先) 099-228-9558	初回は要予約・面接
27	精神的不安等、心の悩み事に関する相談	こころの電話	099-228-9566 099-228-9567	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30
28	自殺などのさまざまに困難を抱え、ひとり悩む方々の相談	鹿児島いのちの電話	099-250-7000	365日 24時間
29	生きにくさ暮らしにくさを抱えている人の相談	よりそいホットライン	0120-279-338	365日 24時間

(鹿児島県精神保健福祉センターホームページより)



4 全国のこころの健康・いのちに関する相談機関

(1) 電話相談

	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
30	「死にたい」「消えたい」「生きること疲れた」などの気持ちを受け止め、状況を整理し、必要な支援策などについて一緒に考えます。	#いのち SOS (特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク)	0120-061-338	日曜日、月曜日、火曜日、 金曜日、土曜日 0:00~24:00 水曜日、木曜日 6:00~24:00
31	暮らしの悩みごと 話を聞いてほしい方 DV・性暴力などの相談をしたい方 外国語による相談をしたい方	よりそいホット ライン (一般社団法人 社会的包摂サポ ートセンター)	0120-279-338	0:00~24:00
32	様々な困難や危機にあって、自殺をも考えておられる方の相談電話です。	いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電 話連盟)	0570-783-556	毎日 16:00~21:00
			0120-783-556	10:00~22:00
33	電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康電話相談」等の公的な相談機関に接続します。	こころの健康相 談統一ダイヤル	0570-064-556	
34	18歳までの子どもがかける電話です。	チャイルドライ ン (特定非営利活 動法人(NPO法 人)チャイルド ライン支援セン ター)	0120-99-7777	毎日 16:00~21:00
35	24時間子ども SOS ダイヤル、少年相談窓口等の情報があります。	子供の SOS の相 談窓口 (文部科学省)	0120-0-78310	
36	法務局・地方法務局の職員、または人権擁護委員が、皆さんのお話を聞いて、どうしたらいいか一緒に考えます。	子どもの人権 110番 (法務省)	0120-007-110	平日 8:30~17:15

(2) SNS 相談窓口

	相談内容	相談窓口名称	ホームページ等	相談時間、実施日時
37	SNS やチャットによる自殺防止の相談を行い、必要に応じて電話や対面による支援や居場所活動等へのつながりも行います。	特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク	団体ホームページ URL : http://www.lifelink.or.jp/ 	毎日 11:00~22:30
38	主要 SNS (LINE、Facebook) およびウェブチャットから、年齢・性別を問わず相談に応じます。	特定非営利活動法人 東京メンタルヘルス・スクエア	団体ホームページ URL : http://www.npo-tms/ 【LINE】  【Facebook】  【チャット】 	毎日 第1部 12:00~15:50 (15:00 まで受付) 第2部 17:00~20:50 分 (20:00 まで受付) 第3部 21:00~23:50 (23:00 まで受付) 月曜日 4:00~6:50 (6:00 まで受付) 毎月1回 最終土曜日 から日曜日 24:00~ 5:50 (5:00 まで受付)
39	24時間365日、誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口	特定非営利活動法人 あなたのいばしょ	団体ホームページ URL https://talkme.jp/ 	24時間365日
40	10代20代の女性のためのLINE相談	特定非営利活動法人 BOND プロジェクト	団体ホームページ URL https://bondproject.jp/ 【LINE】 	毎週 月曜日・水曜日・ 木曜日・金曜日・土曜 日 10:00~22:00 (21:30 まで受付)
41	18歳以下の子どものためのチャット相談	特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター	団体ホームページ URL https://childline.or.jp/index.html 【LINE】 	毎週水曜日・木曜日・ 金曜日・土曜日 16:00~21:00

(厚生労働省ホームページより)

5 大隅地域の精神科及び心療内科医療機関一覧

(1) 精神科病院

病院名	所在地	連絡先
病院芳春苑	志布志市志布志町安楽 3008-5	099-472-0030
平上台病院	鹿屋市寿 4-1-43	0994-42-2889
桜ヶ丘病院	鹿屋市西原 4-15-5	0994-44-8686
メンタルホスピタル鹿屋	鹿屋市田崎町 1043-1	0994-42-3155
西原保養院	鹿屋市西原 2-29-22	0994-43-1783

(鹿児島県ホームページより引用)

(2) 精神科・心療内科として届出した医療機関(精神病床のない機関)

※ 精神科・心療内科と登録されていても、外来が開設されているとは限りません。

受診に当たっては各医療機関にお尋ねください。

病院名	所在地	連絡先
石神診療所	志布志市有明町伊崎田 9102	099-474-0107
志布志中央クリニック	志布志市志布志町志布志 1290-1	099-472-3100
恒心会おぐら病院	鹿屋市笠之原町 27-22	0994-31-1218
井ノ上病院	鹿屋市王子町 3980-1	0994-42-5275
垂水中央病院	垂水市錦江町 1 番地 1 40	0994-32-5211

(鹿児島県地域医療・福祉情報サイト 地域医療情報データベースせごどんより引用)

(3) 串間市・都城市・三股町の精神科病院(参考)

病院名	所在地	連絡先
大悟病院	三股町大字長田 1270	0986-52-5800
永田病院	都城市五十町 5173	0986-23-2863
藤元病院	都城市早鈴町 17-4	0986-25-1315
都城新生病院	都城市志比田町 3782	0986-22-0280

(宮崎県精神保健福祉センターホームページより引用)

(4) 串間市・都城市・三股町の精神科・心療内科として届出した医療機関

(精神病床のない機関)(参考)

病院名	所在地	連絡先
あきづき医院	都城市上水流町 2307-1	0986-36-0534
たき心療内科クリニック	都城市若葉町 13-6	0986-46-9191
ライフクリニック	都城市安久町 6337-2	0986-39-2525
都城明生病院	都城市金田町 2263	0986-38-1120

(宮崎県精神保健福祉センターホームページより引用)

6 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 参考資料

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設

ける。2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行

第6章 参考資料

うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

7 自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づき「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

1

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用の検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との運動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーコントロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

2

「自殺総合対策大綱」
 < 第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要 >

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行う体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

8 志布志市健康づくり推進協議会設置要綱

平成18年1月1日

告示第53号

改正 平成20年3月24日告示第17号

平成20年3月27日告示第35号

平成30年8月1日告示第57号

令和5年3月28日告示第25号

(設置)

第1条 市が実施する保健事業等の円滑かつ効果的な推進を図るため、志布志市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 健康づくり事業の実施計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画の案の作成に関すること。
- (3) 関係団体の協力確保に関すること。
- (4) その他地域の実情に応じた保健事業等の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関、保健医療関係団体、地区の衛生組織、学校、事業所等の代表者及び学識経験者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 参考資料

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成20年3月24日告示第17号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日告示第35号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月1日告示第57号)

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日告示第25号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示による改正後の志布志市健康づくり推進協議会設置要綱の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、同要綱第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

9 志布志市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

平成30年8月1日

告示第58号

改正 平成30年10月29日告示第71号
令和3年4月1日告示第41号
令和4年3月28日告示第34号
令和5年3月29日告示第26号
令和6年3月15日告示第16号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第8条の規定に基づき、自殺対策について関係機関等と相互に連携を図りながら協力するとともに、当該自殺対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、志布志市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係機関等との自殺対策に係る連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策基本法第13条第2項に規定に基づく市町村自殺対策計画の内容に係る協議に関すること。
- (3) その他自殺対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる関係機関等の職員等のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 大隅地域振興局保健福祉環境部志布志支所
- (2) 大隅曾於地区消防組合
- (3) 志布志警察署
- (4) コミュニティ推進課
- (5) 港湾商工課
- (6) 税務課
- (7) 福祉課
- (8) 保健課
- (9) 建設課
- (10) 志布志支所福祉保健課重層支援グループ
- (11) 教育委員会学校教育課
- (12) 教育委員会生涯学習課
- (13) 水道課
- (14) 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会
- (15) そお地区障がい者等基幹相談支援センター

第6章 参考資料

(16) 医療法人左右会病院芳春苑

(17) その他市長が必要と認める関係機関等

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期中前条第2項各号に掲げる関係機関等の職員等でなくなったときに、解任され、又は解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 ネットワーク会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年9月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

附 則（平成30年10月29日告示第71号）

この告示は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第41号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第34号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日告示第26号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日告示第16号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

10 志布志市自殺対策推進本部規程

平成30年8月1日

訓令第14号

改正 令和2年12月28日訓令第9号

令和4年3月28日訓令第13号

令和5年3月29日訓令第2号

(設置)

第1条 自殺対策に関する施策を全庁的に推進するため、志布志市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画の実施状況の検証に関すること。
- (2) 自殺対策について必要な各部門間相互の調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項の審議及び自殺対策の実施の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 前項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する順序は、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序とする。

(会議)

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集する。

- 2 会議は、本部員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 本部長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した本部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

第6章 参考資料

- 2 部会に属すべき部員は、本部長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、本部長の指名する部員がこれに当たる。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(部会の報告)

第7条 部会長は、部会の会議の結果を速やかに本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日訓令第9号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日訓令第13号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日訓令第2号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

総務課長 財務課長 総合政策課長 コミュニティ推進課長 情報管理課長 港湾商工課長 税務課長 市民環境課長 福祉課長 保健課長 農政畜産課長 耕地林務水産課長 建設課長 松山支所総務市民課長 松山支所産業建設課長 志布志支所市民税務課長 志布志支所福祉保健課長 志布志支所産業建設課長 有明支所地域振興課長 会計課長 議会事務局長 教育委員会教育総務課長 教育委員会学校教育課長 教育委員会生涯学習課長 農業委員会事務局長 水道課長

11 志布志市自殺対策計画 策定経過

開催日程	会議名称等	概要
令和5年5月29日	第1回 志布志市自殺対策本部会議	志布志市における自殺の実態について説明
令和5年6月1日	第1回 志布志市自殺対策ネットワーク会議	志布志市における自殺の実態について説明 住民意識調査の内容について検討
令和5年6月29日	第1回 志布志市健康づくり推進協議会	志布志市における自殺の実態について説明
令和5年7月～8月	住民意識調査の実施	市民（18歳以上）1,500人 志布志市立小・中学校に在籍する小学6年生、中学3年生を対象に実施
令和5年10月3日	第2回 志布志市自殺対策ネットワーク会議	住民意識調査の結果について報告 本市の自殺の現状の分析、課題の整理
令和5年10月～ 令和5年11月	自殺対策計画取組実施状況評価、事業棚卸し実施	「生きる支援」関連事業の見直しを実施
令和5年11月21日	第3回 志布志市自殺対策ネットワーク会議	住民意識調査の分析結果について報告 基本施策・重点施策の取組について検討
令和6年1月12日～ 令和6年1月26日	パブリックコメントの実施	期間中、市ホームページ、保健課、各支所保健係、志布志市立図書館、各条例公民館において計画（素案）を公表 意見数：1件（1人）
令和6年2月7日	第2回 志布志市健康づくり推進協議会	計画（素案）に対する意見交換
令和6年2月19日	第1回 まちづくり委員会	計画（素案）に対する意見交換
令和6年2月21日	第4回 志布志市自殺対策ネットワーク会議	素案策定
令和6年2月28日	パブリックコメントの結果公表	市ホームページにおいて公表
令和6年3月4日	第2回 志布志市自殺対策推進本部会議	計画（案）の承認
令和6年3月29日	市長決裁により計画策定	

第2次志布志市自殺対策計画
(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月発行

発行・編集

志布志市 保健課

〒899-7492 鹿児島県志布志市有明町野井倉 1756 番地

T E L 099-474-1111

F A X 099-474-2281

E-mail: hokentaisaku@city.shibushi.lg.jp

志布志市HP: <https://www.city.shibushi.lg.jp/>



志布志市